

参 考 資 料

【策定スケジュール】

- 平成15年 4月 1日 広島県分権改革推進本部設置
(本部長：知事，副本部長：副知事，本部員：出納長，各部局長等)
- 平成15年 7月 4日 広島県分権改革推進審議会設置(審議会設置条例)
(高須中国経済連合会会長以下24名)
- 平成15年 7月14日 第1回広島県分権改革推進審議会開催
知事からの審議会への諮問
第27次地方制度調査会副会長 西尾勝氏 講演
- 平成15年10月23日 広島県分権改革推進審議会より中間報告
「事務事業見直し及び行財政改革に係る大まかな案」
- 平成15年10月27日 広島県分権改革推進本部
「事務事業見直し及び行財政改革に係る基本方針」策定
- 平成16年 3月22日 広島県分権改革推進本部
分権システム推進計画(仮称)及び第二次行政システム改革推進計画の骨格策定
- 平成16年 8月10日 広島県分権改革推進審議会より中間報告
「都道府県のあり方に関する中間報告」
- 平成16年 9月13日 広島県分権改革推進本部
基礎自治体への事務事業移譲項目確定
- 平成16年11月 5日 広島県分権改革推進審議会より答申
「広島県分権改革の推進に関する答申」
- 平成16年11月15日 広島県分権改革推進本部
「広島県分権改革推進計画」，「第二次行政システム推進計画」，「第二次中期財政運営方針」の3計画策定

広島県分権改革推進審議会・小委員会委員

分 野	役 職 ・ 氏 名 (敬称略)	審議会	小委員会
県議会	広島県議会議員 大 山 広 司	○	
	広島県議会議員 平 浩 介	○	○
市町村	三次市長 吉 岡 広小路	○	○
	廿日市市長 山 下 三 郎	○	
	佐伯郡大柿町長 (16年11月1日から江田島市長職務執行者)	○	
	高田郡甲田町長 (16年2月29日まで)	()	()
	山県郡加計町長 (16年3月26日から16年9月30日まで)	(○)	(○)
	賀茂郡豊栄町長 (16年10月1日から)		
経済界	中国経済連合会会長 高 須 司 登	会長	
	広島県商工会議所連合会会頭 (16年10月31日まで)	(○)	(○)
	広島県商工会連合会会長 加 島 英 俊	○	○
	広島経済同友会代表幹事 大 田 哲 哉	○	○
	広島県農業協同組合中央会会長 児 玉 静 秋	○	○
学識 経験等	中国・地域づくり交流会事務局長 浅 野 ジュン	○	
	広島経済大学教授 上 田 みどり	○	
	広島女学院大学助教授 折 登 美 紀	○	○
	広島大学大学院社会科学部研究科長 川 崎 信 文	○	委員長代理
	広島大学教育学部教授 河 野 和 清	○	
	広島県民生委員児童委員協議会会長 櫻 井 正 弥	○	○
	広島県国民健康保険団体連合会常務理事 佐 古 清 進	○	○
	弁護士 椎 木 タ カ	○	
	安田女子大学助教授 戸 井 佳奈子	○	○
	社団法人中国地方総合研究センター理事長 櫛 本 功	会長代理	委員長
	財団法人広島県女性会議理事長 檜 山 洋 子	○	
	日本労働組合総連合会 広島連合会会長 宮 地 稔	○	○
	中国新聞社代表取締役副社長 山 本 一 隆	○	○
合計	24人	15人	

広島県分権改革推進審議会設置条例

(平成 15 年 7 月 4 日条例第 27 号)

(目的)

第一条 地方分権の一層の推進を図る観点から、分権型行政システムの構築への道筋を明らかにするとともに、県の行財政の健全かつ効率的な運営や、都道府県合併等も視野に入れた新たな県の在り方などを検討するため、広島県分権改革推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 国と県及び県と市町村との役割分担に応じた県の事務及び事業の在り方に関する事。
- 二 県から市町への事務及び権限の移譲に関する事。
- 三 県の事務及び事業並びに組織の見直しその他の県の行政システムの改革に関する事。
- 四 県の財政の健全化に関する事。
- 五 新たな県の在り方に関する事。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、市町村の長及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属する委員は、会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、その小委員会に属する委員の互選により選任する。

4 審議会は、その決議により、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 第四条第二項及び第三項、第五条並びに前条の規定は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

広島県分権改革推進本部設置要綱

(目的)

第1条 地方分権改革の推進や厳しい財政状況など、昨今の社会経済情勢の変化に即応した県行財政の健全かつ効率的な運営の確保や将来の都道府県合併、道州制などを視野に入れた新たな県のあり方について協議、調整を行い、推進方策を実施するため、広島県分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国と県と市町村の役割分担等に関すること。
- (2) 県から市町村への事務・権限の移譲等に関すること。
- (3) 県の事務事業や組織の見直し等、行政システム改革に関すること。
- (4) 県財政の中期展望や新たな財政運営方針の策定等に関すること。
- (5) 都道府県合併や道州制など、新たな県のあり方に関すること。
- (6) その他地方分権改革の推進のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 本部会議は、必要に応じ、議題に関係のある特定の本部員だけで開催することができる。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、本部会議において前条に規定する構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部の処理する事務を補助するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事により構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、主宰する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、議題に関係のある特定の幹事だけで開催することができる。
- 5 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、総務企画部政策企画局に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(広島県行政システム改革推進本部の廃止)

2 広島県行政システム改革推進本部設置要綱(平成6年10月24日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	出納長 総務企画部長 政策企画局長 地域振興部長 環境生活部長 環境局長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 空港港湾局長 都市局長 企業局長 教育長 警察本部長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 地方労働委員会事務局長

別表第2(第5条関係)

代表幹事	総務企画部政策企画局 分権改革総括監
幹事	総務企画部 管理総室長 総務企画部 財務総室長 総務企画部政策企画局 総括企画監 地域振興部 管理総室長 環境生活部 管理総室長 福祉保健部 管理総室長 商工労働部 管理総室長 農林水産部 管理総室長 土木建築部 管理総室長 企業局 次長 教育委員会事務局 管理部長 警察本部 総務部 総務課長 監査委員事務局 主任監査監 人事委員会事務局 総務審査室長 地方労働委員会事務局 次長